

事例項目	固定資産税及び都市計画税の評価計算誤りによる過大な賦課処分
事例発生日等	平成26（2014）年6月
担当課	総務部課税課
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>①平成26（2014）年6月、納税義務者から固定資産税額について問合せがあり、新築当初の評価計算を確認したところ、課税対象家屋の評価計算誤りに気付く。 ※具体的な日時は不明</p> <p>②平成26（2014）年6月17日（火）、錯誤内容が旧システムの仕様と運用に原因があると思われたため、旧システムで評価した4階建て以上の家屋の評価計算書を点検を行う。</p> <p>③平成26年（2014）年8月11日（月）、対象となる家屋の評価計算書の点検が終わる。平成8（1996）年から平成16（2004）年建築の家屋31棟、40人の納税義務者に対し、最大で平成9（1997）年度から平成26（2014）年度まで過大な賦課決定を行っていたことが判明した。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>①平成26年（2014）年8月、課税誤りについて納税義務者が指摘できる性質のものでなかったことと判例や他市状況を踏まえ、課税課内で当初からの錯誤額全額について返還するかどうかの検討を開始した。</p> <p>②平成26年（2014）年8月下旬～10月末にかけて、課税誤りに係る返還金の交付について必要な事項を規定するため、「門真市固定資産税等に係る返還金事務取扱要綱」の制定作業を実施した。【資料No.(2)-56-1】</p> <p>③平成26年（2014）年11月10日（月）、「門真市固定資産税等に係る返還金事務取扱要綱」の制定を行うとともに、課税誤りの事案について、報道各社に公表を行った。【資料No.(2)-56-2】</p> <p>④平成26年（2014）年11月11日（火）、新聞報道（2紙）がなされた。</p> <p>⑤平成26年（2014）年11月11日（火）～18日（火）、対象納税者へ謝罪と説明の訪問及び電話を行った。【資料No.(2)-56-3】</p> <p>⑥平成26年（2014）年11月18日（火）、賦課決定変更通知及び返還金交付決定通知書を対象者へ送付した。以降、返還金交付申出書の提出のあった対象者へ順次、返還を行う。</p>
発生原因	<p>電算システムへの入力誤り及び点検の不徹底によるもの。</p> <p>具体的には、旧システムで評価された4階建て以上の家屋の屋根部分に係る評価額について、計算床面積を示す指数（「階率補正」）をシステムにより自動付設していたが、4階建て以上の家屋では、計算単位を「建床面積」とするところを「3階以上の各階の合計床面積」の過大な数値で計算を行う仕様になっており、その指数が適正に反映されないため、当時の評価担当者がその都度、手修正で正しい数値に入力し直す必要があったところを一部の家屋について手修正が漏れていたことと課内での点検が不十分であったことに起因するもの。</p>
再発防止対策	<p>①評価システムは判明前に入れ替えずみ。</p> <p>②評価計算の確認を複数人で対応し、計算過程におけるチェックリストを設ける。</p>
その他	
添付資料	<p>【資料No.(2)-56-1】…門真市固定資産税等に係る返還金事務取扱要綱</p> <p>【資料No.(2)-56-2】…報道発表資料</p> <p>【資料No.(2)-56-3】…対象納税者への謝罪文</p>